

大阪府文化芸術活動（無観客ライブ配信）支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 大阪府は、新型コロナウイルス感染症対策として、緊急事態宣言の期間中に営業を休止している劇場、演芸場やライブハウス等の施設が文化発信拠点としての社会的役割を継続できるように、予算の定めるところにより、府内の施設の運営事業者が自主的に行う無観客ライブの配信事業に対し、大阪府文化芸術活動（無観客ライブ配信）支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象は、緊急事態宣言の期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、大阪府から施設の使用制限等の要請を受けて営業を休止している大阪府内の施設のうち、次の各号の要件を全て満たす民間施設（以下「補助対象施設」という。）の運営事業者（以下「補助事業者」という。）とする。ただし、規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当するものを除く。

- (1) 興行場法若しくは食品衛生法の許可を受けて営業している施設又はその他の施設で、利用者に対して、反復継続的に次条に掲げる文化芸術活動を提供している施設
- (2) 概ね50名以上の収容が可能な施設

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる文化芸術活動の動画を新たに複数回制作・配信する事業とし、補助対象施設内において、無観客で行ったものに限る。

- (1) 音楽、演劇、上方演芸、伝統芸能、舞踊 等
- (2) その他知事が適当と認める文化芸術事業

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）であって、出演費、音楽費、文芸費、舞台費、運搬費、謝金、旅費、通信費、宣伝費、印刷費、記録費、損害保険料、委託料、及びその他知事が文化芸術事業を実施するため必要と認める経費とする。

（補助額）

第5条 補助額は、補助対象経費以内、かつ1補助対象施設あたり70万円を上限とし、大阪府の予算の範囲内において交付するものとする。

2 補助額は、補助対象経費に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 大阪府文化芸術活動（無観客ライブ配信）支援事業補助金交付申請書（様式第1号-1）
- (2) 要件確認申立書（様式第1号-2）
- (3) 暴力団等審査情報（様式第1号-3）

（補助金の交付の決定及び通知）

第7条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第5条の規定により補助金の交付決定を行い、補助事業者に対し通知する

ものとする。

(補助金の交付条件等)

第8条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にしなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業に関する全ての関係書類とともに補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業に関して調査又は報告等を求められたときは、これに従わなければならない。

2 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費の20%を超えない額の経費配分の変更をいう。

3 規則第6条第1項第2号の規定による知事の定める軽微な変更とは、当初の事業との同一性が認められる範囲内の変更をいう。

4 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ、大阪府文化芸術活動（無観客ライブ配信）支援事業補助金変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(補助金交付の申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の申請をした補助事業者は、規則第7条の規定による通知を受けとった日から起算して7日以内に限り、当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了した翌日から起算して30日以内に大阪府文化芸術活動（無観客ライブ配信）支援事業補助金実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の事業実績報告書には、知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。